明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（二六〇）　二

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六一）　五

○独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令（二六二）　六

○放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六三）　六

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二六四）　六

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務二三八）　八

○円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二二四、二二五）　八

○肥料を登録した件（農林水産一五七一）　八

○保安林の指定を解除する件（同一五七二～一五七九）　一〇

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九四～一九六）　一〇

〔人事異動〕

内閣　法務省　農林水産省　静岡県横浜市　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

法　務　一〇

公証人任免（法務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁　九

財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇

会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第二六〇号）（厚生労働省）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

電子資格確認を受けることができない状況にある自衛官等に対し、当該自衛官等に係る情報を記載した書面を交付すること等とされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一七条の八の四関係）

二　国民健康保険法施行令の一部改正関係

療養の給付等に代えて特別療養費が支給される保険料滞納世帯主等（国民健康保険法第五四条の三第一項に規定する保険料滞納世帯主等をいう。以下この二において同じ。）の対象から除かれる特別の事情及び特別療養費の支給対象となっている保険料滞納世帯主等に療養の給付等を支給することとなる特別の事情を定めることとした。（第二八条の六及び第二八条の七関係）

三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

二に準じた改正を行うとともに、被保険者証に代えて、電子資格確認を受けることができない状況にある者に対し、当該者に係る情報を記載した書面を交付すること等とされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条第三号、第一二条の二及び第一二条の三関係）

四　経過措置

1　船員保険法第二八条の二第一項等に規定する書類の職権による交付について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（2において「改正法」という。）附則第一五条第一項の規定を準用する場合における必要な読替えを定めることとした。

2　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に被保険者証の交付を受けている者が同号に掲げる規定の施行の日（3及び五において「第二号施行日」という。）以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例によることとした。

3　第二号施行日前にした行為及び2によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

五　施行期日

この政令は、第二号施行日（令和六年一二月二日）から施行することとした。

◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六一号）（国土交通省）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年九月一日とすることとした。

◇独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二六二号）（国土交通省）

1　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四三号）の一部の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成一九年政令第三〇号）について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月一日）から施行することとした。